

(新)

第一号様式 (第五条第二項から第四項まで及び第七項)

(表)

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

粒子状物質対策地域外運行届

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、粒子状物質対策地域外運行届を次のとおり提出します。

特定自動車の自動車登録番号	
特定自動車の使用の本拠の位置	
特定自動車の初度登録年月日	
特定自動車が生産年月日から起算して12年を経過する日	
特定自動車の運行区域及び運行経路	(裏面に運行経路を具体的に記入してください。)
特定自動車の使用の目的及び使用の形態	
※ 受 付 欄	

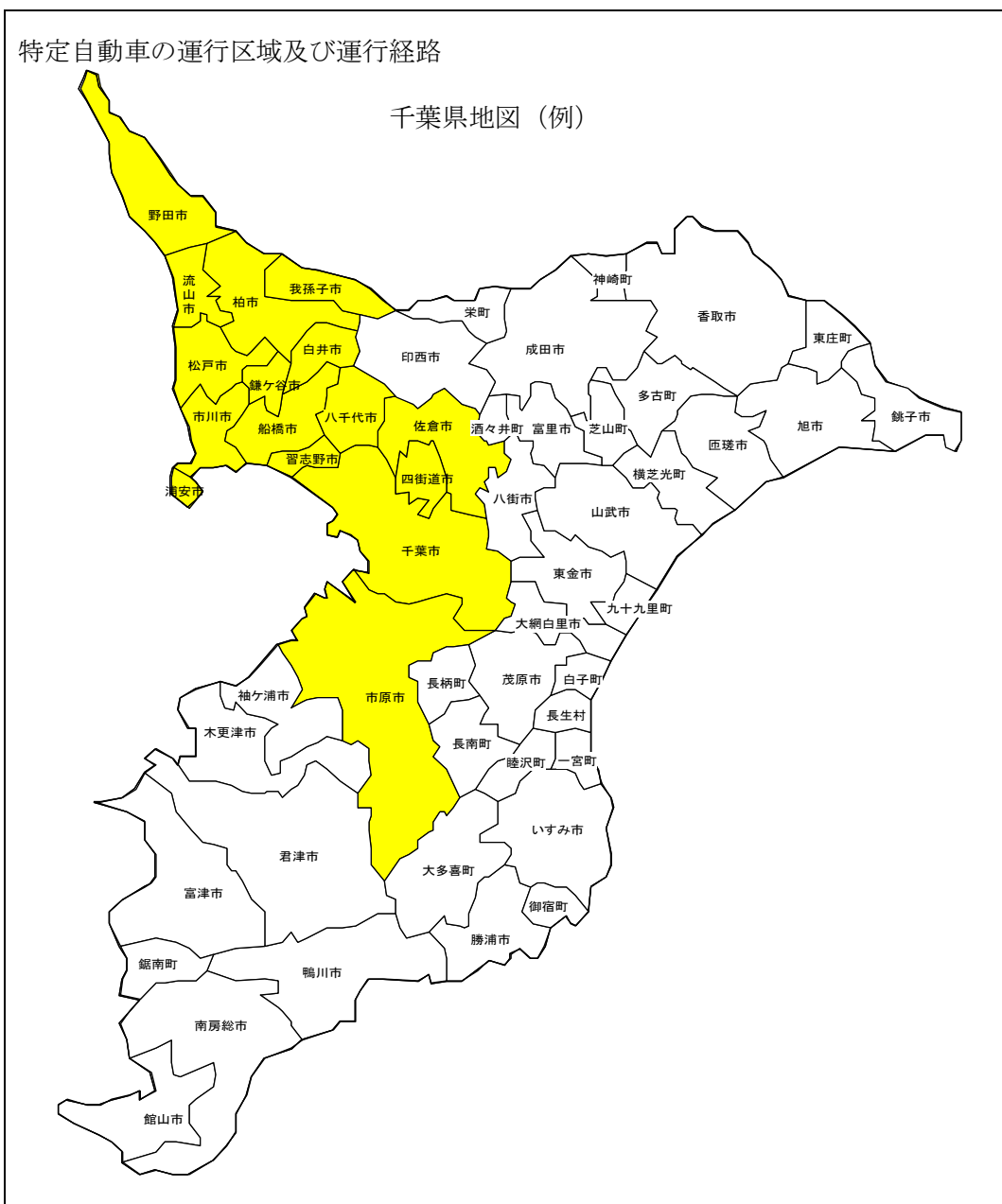
備考

- 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 初度登録年月日とは、特定自動車が生産年月日から起算して12年を経過する日により初めて登録を受けた日をいう。

(削除)

(新)

(裏)



注

- 1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域の区域が明示された千葉県全体を表す地図を記載するものとする。
- 2 特定自動車の運行区域及び運行経路（出発地及び経由地を含む。）を地図上に具体的に記載すること

(旧)

第一号様式 (第五条第二項)

(表)

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

郵便番号

住 所

氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所)
の所在地、名称及び代表者の氏名

粒子状物質対策地域外運行届

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、粒子状物質対策地域外運行届を次のとおり提出します。

特定自動車の自動車登録番号	
特定自動車の使用の本拠の位置	
特定自動車の初度登録年月日	
特定自動車が初度登録年月日から起算して12年を経過する日	
特定自動車の運行区域及び運行経路	(裏面に運行経路を具体的に記入してください。)
特定自動車の使用の目的及び使用の形態	
※ 受 付 欄	

備考

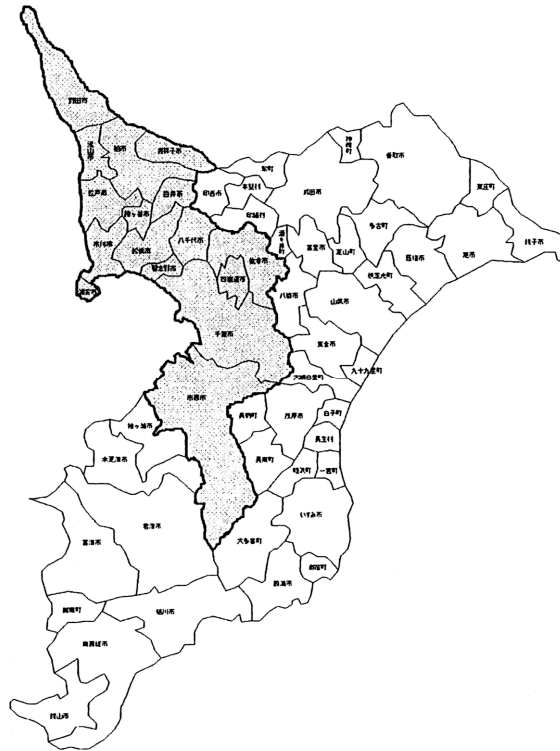
- 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 初度登録年月日とは、特定自動車³が道路運送車両法⁴の規定により初めて登録を受けた日をいう。
- 3 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(旧)

(裏)

特定自動車の運行区域及び運行経路

千葉県地図 (例)



注

- 1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域の区域が明示された千葉県全体を表す地図を記載するものとする。
- 2 特定自動車の運行区域及び運行経路（出発地及び経由地を含む。）を地図上に具体的に記載すること。